

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に係る仮契約 に関する取扱基準

平成 27 年 4 月 1 日策定

1 基本的事項

この基準は、小城市が発注する議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に係る仮契約について必要な事項を定めるものとする。

2 具体的事項

(1) 市長は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分にに関する条例（平成 17 年小城市条例第 44 号。以下「条例」という。）により契約の締結にあたって議会の議決を経なければならない契約の仮契約の相手方（仮契約の相手方が共同企業体である場合は、その構成員のいずれか）が、本市との契約に関して次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、原則として、当該仮契約は議会に上程せず、本契約を締結しないものとする。

ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条、第 8 条第 1 号若しくは第 19 条に違反し公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。

イ 贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(2) 仮契約となる契約を締結しようとする場合は、前項の取扱いを入札公告又は入札心得に記載することにより入札参加者等に周知するとともに、仮契約書にも特約として記載するものとする。